2　法第七条第五号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業であり、又は立木の伐採の事業であること。

二～四　（略）

3　法第七条の規定により一の事業とみなされる事業の事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月十日までに、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一　労働保険番号

二　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三　事業の名称、事業の行われる場所及び事業の予定される期間

四　建設の事業にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該事業に係る請負金額

五　立木の伐採の事業にあつては、立木の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地、当該事業に係る労働者の延べ人数並びに素材の見込生産量

4　（略）

（下請負人をその請負に係る事業の事業主とする認可申請）

**第八条**　法第八条第二項の認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、保険関係が成立した日の翌日から起算して十日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をすることができなかつたときは、期限後であつても提出することができる。

一　当該下請負人の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　当該下請負人の請負に係る事業の名称、当該事業の行われる場所、当該事業の概要、当該事業に係る請負金額、当該事業の種類、当該事業に係る第十一条第一号に規定する概算保険料の額、当該事業に係る労働者数、保険関係成立の年月日及び当該事業の終了予定年月日

三　当該元請負人の氏名又は名称及び住所又は所在地

四　当該元請負人の請負に係る事業の概要、保険関係成立の年月日、当該事業の終了予定年月日、当該事業に係る請負金額、当該事業の種類及び当該事業の名称

（継続事業の一括）

**第十条**　（略）

2　法第九条の認可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を、同条の規定による指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　申請年月日

三　当該指定を受けることを希望する事業の労働保険番号、当該事業の名称、当該事業の行われる場所、成立している保険関係及び当該事業の種類

四　当該認可に係る事業のうち、当該指定を受けることを希望する事業以外の事業の労働保険番号、当該事業の名称、当該事業の行われる場所、成立している保険関係及び当該事業の種類

2　法第七条第五号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体若しくはその準備の事業（以下「建設の事業」という。）であり、又は立木の伐採の事業であること。

二～四　（略）

3　法第七条の規定により一の事業とみなされる事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月十日までに、一括有期事業開始届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

4　（略）

（下請負人をその請負に係る事業の事業主とする認可申請）

**第八条**　法第八条第二項の認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、保険関係が成立した日の翌日から起算して十日以内に、下請負人を事業主とする認可申請書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をすることができなかつたときは、期限後であつても提出することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（継続事業の一括）

**第十条**　（略）

2　法第九条の認可を受けようとする事業主は、継続事業一括申請書（様式第五号）を、同条の規定による指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）